

## 東北農林専門職大学公的研究費不正防止計画

(趣旨)

第1条 東北農林専門職大学研究不正防止規程に基づき、以下のとおり不正防止計画を定める。

(不正防止計画)

第2条 不正防止計画は、以下の内容とする。

(1) 責任体系の明確化

不正発生要因	防止計画
<ul style="list-style-type: none"> <li>・不正防止についての運営や管理体制が不明確</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要領に基づく運営・管理体制を明確にし、教授会や委員会等の場において随時、確認するとともに、公的研究費に関係する教職員からは誓約書の提出を求める。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・時間の経過等により、学内での認識が低下</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・責任体系や関連規程について、継続的に学内の教職員に周知、説明するとともに、学内ネットワークにおいて公開する。</li> </ul>

(2) 適正な運営・管理の基礎となる環境の整備

不正発生要因	防止計画
<ul style="list-style-type: none"> <li>・公的研究費の使用ルールの理解不足</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係する教職員等に対してはFD・SD研修会等を通じてルールの周知徹底を行い、適正な運用を図る。</li> <li>・学生等に対し、教員からルールを周知するとともに、不正防止の資料を配布するなどにより周知を図る。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンプライアンスに対する関係教職員に意識の低下</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公的研究費に係る規程、取扱方針、要領の周知徹底を図り、コンプライアンス意識の向上を図る。</li> <li>・コンプライアンス意識の向上を目的とした意見交換会や研修会等を実施して理解を図るとともに、e-ライニング等により定着度を確認する。</li> </ul>

(3) 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正発生要因	防止計画
<ul style="list-style-type: none"> <li>・不正を発生させる要因がどこに由来するか等の把握・整理が不十分</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東北農林専門職大学研究推進委員会は不正防止計画を作成し、不正防止に係る具体的な方策を明確にする。</li> <li>・不正防止計画に基づき、予算の執行状況を常に把握し、必要に応じて研究代表者等を指導する。</li> </ul>

(4) 公的研究費の適正な運営・管理活動

不正発生要因	防止計画
<ul style="list-style-type: none"> <li>・年度末に予算執行が集中する等、執行の特定時期への偏りや計画性の無い執行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンプライアンス推進責任者は、予算の執行状況を把握し、必要に応じて研究代表者等を指導する等、適正な執行に努める。</li> <li>・総務企画課は、予算の執行状況を把握するとともに、研究代表者等やコンプライアンス推進責任者と情報を共有することで、計画的な予算執行を促す。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究遂行に必要なと思われる物品の購入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンプライアンス推進責任者及び総務企画課は、物品購入の目的や必要性を確認する。</li> <li>・総務企画課は、納品時に疑義が生じた物品について、研究代表者等に購入目的や使用等について確認を行う。</li> </ul>

・換金性の高い物品の購入	・換金性の高い物品（パソコン、タブレット、デジタルカメラ、ビデオカメラ及び録画機器等）は公的研究費で購入したことを明示し、保管場所を定め、適切に管理する。
・データベース、プログラム、デジタルコンテンツ作成、機器の保守・点検など、特殊な役務契約に対する検収が不十分	・特殊な役務について、発注者、検収者のほか、当該役務に関する知識を有する者を立ち合わせて確認を行う。 ・立ち合いが困難な場合、研究代表者等から履行を客観的に確認できる資料を徴取するほか、総務企画課でもプログラム等のインストール状況や機器の稼働状況を現地で確認するなどして検収を行う。
・有形の成果物がある場合の確認が不十分	・有形の成果物がある場合、成果物及び完了報告書等の履行が確認できる書類により検収を行うとともに、必要に応じて当該成果物に関する知識を有する者が確認を行う。
・研究遂行に必要なと思われる出張	・コンプライアンス推進責任者は、出張の目的、内容及び必要性を確認する。 ・総務企画課は目的、出張場所、宿泊の必要性の有無など、起案内容を確認する。
・旅行の事実確認の徹底が不十分	・出張における旅行の事実を確認するため、復命書の提出を徹底するとともに、復命書を記載する際は、打ち合わせ等の相手方や用務内容等を明示する。
・謝金の支払いの事実確認の徹底が不十分	・非常勤雇用者等に対する謝金の支払いにあつては、事務局に備え付けた出勤簿に非常勤雇用者本人に押印させ、非常勤雇用者等本人口座に振込むものとする。また、必要に応じ、非常勤雇用者等に対し実態等のヒアリングを行う。
・研究者と業者間の癒着防止への取組が不十分	・取引業者に対して、不正行為に対する処分方針の周知を徹底する。 ・取引業者に対して、これまでの取引実績（回数・金額等）やリスク要因・実効性等を考慮した上で、誓約書の提出を求める。

#### (5) 情報発信・共有化の推進

不正発生要因	防止計画
・不正行為の通報窓口がわかりにくく通報の遅延や不正の潜在化が発生	・告ホームページ等により、不正行為の通報窓口に係る電話番号、メールアドレス、郵送先等を、学内外に広く周知する。
・要領や処務規程等、使用ルールに関する理解不足	・教職員を対象とした公的研究費の使用ルールに関する説明を行う。 ・公的研究費の使用ルールをまとめた手引を作成する。 ・コンプライアンス研修等を実施して、関係教職員に業者との関わり方を確認する。 ・会議等を通じて、随時コンプライアンスに関する意識啓発のための指導を行う。

#### (6) モニタリングの在り方

不正発生要因	防止計画
・不正防止を目的とした検証やモニタリングが不十分	・総務企画課において、適宜、不正使用防止体制の検証を行い、リスクの除去・低減を図る。
・不正の潜在化	・公的研究費について、年1回、執行状況やルールの現状との乖離等を把握するための調査を実施する。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公的研究費について、実績（状況）報告後速やかに、内部監査を実施する。併せて、その研究者全員を対象とした書面調査、そのうち数名を抽出した実地調査を行う。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・内部監査やモニタリングの不備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・監査担当者は、内部監査を定期的、臨時的に行い、実態把握に努める。</li> <li>・内部監査においては、研究代表者等へのヒアリング等を行う。</li> <li>・必要に応じて、抜き打ち検査や納品後の物品の現物確認などの監査を実施する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たなリスクの発生など、現行の管理・運営体制及び不正防止計画の不備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不正防止計画推進部会は、年1回、この計画の取組み状況について、社会状況や外的要因等の変化を踏まえ、不正を発生させる要因の洗い出しと対応策を点検し、その結果を最高管理責任者に報告する。</li> <li>・最高管理責任者は、上記点検結果を踏まえ、必要に応じて計画を見直す。</li> <li>・監査責任者は、本学における公的研究費の運営・管理体制について検証を行う。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・国等の制度変更による要領や不正防止計画等の不備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不正防止計画推進部会は、国等の動向や情報の収集に努め、必要な対応を行う。</li> </ul>

#### 附 則

この計画は、令和6年4月1日から施行する。